

令和4年1月26日  
総務省政策統括官（統計制度担当）

# 諮詢第159号の概要

## （労働力調査の変更）

# 1 労働力調査の概要（現行計画）

## 調査の目的

国民の就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得る。

## 調査の概要

調査期日

- 毎月末日（ただし、12月は26日）現在

※ 就業状態については、毎月末日に終わる1週間  
(ただし、12月は20日から26日までの1週間)

報告者数

- **基礎調査票**：全国の約4万世帯及びその世帯員約11万人  
(母集団：約5,000万世帯、約1億3000万人)

- **特定調査票**：全国の約1万世帯及び15歳以上の世帯員約2万5000人  
(母集団：約5,000万世帯、約1億1000万人)

※ 特定調査票は、基礎調査票の世帯について、特定の時期のみ記入を依頼する。

調査組織

- 総務省—都道府県—統計調査員—報告者

調査事項

- **基礎調査票**

就業状態、事業所の事業、実際に従事する仕事、雇用形態、就業時間・日数、求職活動の状況など

- **特定調査票**

- 15歳以上の世帯員：教育の状況、年間収入等
- 就業者：就業時間増減の希望・転職等の希望等
- 失業者：求職活動の方法・期間及び就職できない理由等など

結果公表（速報）

- **基本集計**（基礎調査票を基に集計する結果）

- 月次 調査月の翌月（おおむね月末）
- 年平均 12月分の速報結果公表日 など

- **詳細集計**（主に特定調査票を基に集計する結果）

- 四半期平均 各四半期の最終調査月の翌々月（おおむね中旬）
- 年平均 10～12月期平均の速報結果公表日 など

## 2 労働力調査の利活用状況

### 行政施策上の利用

- ◆政府が毎月発表する「月例経済報告」における雇用面の景気分析指標
- ◆「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020改訂版）」（令和2年12月21日閣議決定）における政府目標
- ◆「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）における目標値・フォローアップ指標

### 加工統計への利用

- ◆国民経済計算における雇用者報酬の推計

### 国際比較のための利用

- ◆国際機関（国際労働機関（ILO）、国際通貨基金（IMF）、経済協力開発機構（OECD）など）における就業者数、失業者数等の国際比較

### 3 変更内容と背景

#### 今回の変更内容

##### 1 調査区において選定する世帯の基本となる数<sup>(注1)</sup>を、「15」から「16」に変更<sup>(注2)</sup>

(注1) 本調査は、国勢調査により設けられた全国の調査区から標本となる調査区を選定し、標本調査区から対象世帯を選定。基本となる数（以下「基本数」という。）は、標本調査区内で選定した世帯が全て2人以上の世帯であった場合の数。したがって、実際に選定する世帯数は、標本調査区ごとに選定された世帯の状況によって異なる。

(注2) 令和5年5月の調査から、標本調査区の交代の都度順次適用

#### 変更の背景

調査計画上は、世帯数は約4万<sup>(注3)</sup>、世帯人員は約11万（15歳以上の世帯人員約10万人）が目標

しかし、1世帯当たりの世帯人員の減少により、調査実績として、世帯数、世帯人員ともに、目標に届いていない。<sup>(注4)</sup>

#### 調査精度を長期的に維持・確保するための改善が必要

(注3) 本調査では、毎月、標本調査区と対象世帯を少しずつ入れ替える上に、標本調査区ごとに選定される世帯数が一定ではないことから、実際に調査票を配布する世帯数は、常に変動する。そこで、本調査における計画上の世帯数については、「15歳以上の世帯人員約10万人の情報を得るために必要と想定される目標世帯数であって、選定された世帯が全て二人以上の世帯であると仮定した換算数」として、継続的に「約4万世帯」としている。

(注4) 試算値（令和元年）：約3万7000世帯（換算世帯数） 約9万7000人（15歳以上の世帯人員）



標本調査区自体を増やすことは、実査上困難。そこで、基本数を大きくすることで、世帯の選定数を4万世帯に近づけ、結果として、15歳以上の世帯人員10万人の情報確保を目指す。

ただし、調査現場の負担、報告者負担の抑制を考慮し、最小限の増加として、15から16に変更することを計画